

研究倫理審査手順

令和 1 年 6 月 6 日
一般社団法人大阪府助産師会
研究倫理審査委員会

【申請手続きの概要】

一般社団法人大阪府助産師会(以下、大阪府助産師会)に所属する会員が行う人を対象とする研究の倫理審査は、一般社団法人大阪府助産師会研究倫理審査委員会(以下、委員会)において行います。

申請にあたっては、「看護研究における倫理指針」を熟読してください。

1. 申請者

審査を申請できる研究者(以下、申請者)は、一般社団法人大阪府助産師会(以下、本会)会員であり、本会会員が所属する施設に研究倫理審査委員会等が設置されていない場合で、本会会員が倫理審査の申請者(研究責任者)であること、本会の役員もしくは職員または本会が企画する調査・研究事業に関与する者が行う人を対象とする研究等とする。

2. 申請方法

1)申請書類は、原本 1 部、コピー 7 部を郵送または持参する。

(1)研究倫理審査申請書(様式 1)

(2)研究計画書(様式 2)

(3)利益相反申告書(様式 3)

(4)その他書類

研究依頼文、研究同意書・撤回書、使用予定の調査票やインタビューガイド等

2)申請書類は、本会ホームページよりダウンロードできる。

3)送付または持参先

〒543-0032 大阪市天王寺区細工谷 1 丁目 1 番 5 号

一般社団法人大阪府助産師会 研究倫理審査委員会宛

3. 委員会開催

委員会は、原則として年 3 回(3 月、7 月、11 月)の月末に開催する。

4. 申請書類提出期限

- ・原則として、委員会開催前月(2月、6月、10月)の末日(12時)までに必要な書類を送付先に提出する。
- ・倫理審査委員への審査資料送付のため、提出期限は厳守すること。

5. 審査方法

- ・委員会により書面審査
(ただし、必要に応じて申請者の出席を求める場合がある。)

6. 審査結果

1)審査結果の通知

委員会開催後、原則として2週間以内に審査結果(様式3)を申請者に郵送にて通知する。

2)審査判定

・承認

提出された計画書に基づいて研究を実施することを承認する。

・条件付き承認

審査の結果、指摘された内容について修正・変更を行うことを前提として提出された計画書に基づいて研究を実施することを認める。ただし、修正・変更した計画書等書式を指定する期日までにすべて再提出することを条件とする。

・不承認

審査の結果、提出された計画書に基づいて研究を進めることは認められない。

審査結果を踏まえ研究計画書を再検討し、再度申請する。

